

設 計	検 算	係 長	課長補佐	課 長

令和 7 年度

道 路 事 業

(交付金)

月の瀬橋耐震補強工事（その3） 見積参考資料

- ・見積参考資料は入札参加業者の迅速で適正な工事費の見積りのための一資料であり、請負契約を拘束するものではない。
- ・入札においては見積参考資料に記載された事項を最優先するものとし、その他の閲覧資料との表示に違いがある場合においても、入札の公正性が確保される範囲で入札事務を継続するものとする。
- ・見積参考資料に記載されている積算に関する事項については、契約後、必要に応じて建設工事請負契約書の規定に基づき、協議を行う場合がある。

工事場所 高知市 上町二丁目 外

道 路 整 備 課

施工方法 請負

工事日数 日
(完成日 令和 8年 3月 15日)

設計金額 円		工事施工理由	
内 訳	工 事 費 円	本工事は、緊急輸送道路上の橋梁について、大規模地震時に対する橋の機能を速やかに回復できる性能（耐震性能2相当）を確保することを目的とした耐震対策を行うものである。	
	消費税及び地方消費税相当額 円		
工事請負対象金額 円		工事の概要	
消費税及び地方消費税相当額抜きの工事請負対象金額 円		月の瀬橋【L=166.50m, W=26.20m, 単純ﾌﾟﾚﾝ床版橋+3径間連続鋼箱桁橋】	
摘 要		橋梁保全工事	
		橋梁耐震補強工 水平力分担構造	N= 12 基
		塗装工 塗装工	1 式
		仮設工 足場工	1 式

工 事 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
本工事費					
道路維持・修繕					
橋梁保全工事					
橋梁耐震補強工					
水平力分担構造					
上部工ﾌﾟﾗｯｸﾄ	式	1			明細表 第1号
下部工ﾌﾟﾗｯｸﾄ	式	1			明細表 第2号
塗装工					
塗装工					
塗膜除去工	式	1			明細表 第3号

工 事 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
F-11塗装系					明細表 第4号
	式	1			
F-12塗装系					明細表 第5号
	式	1			
Rc-Ⅱ 塗装系					明細表 第6号
	式	1			
Rd-Ⅲ 塗装系					明細表 第7号
	式	1			
塗装材料費					
塗料					明細表 第8号
	式	1			
塗料用シナー					明細表 第9号
	式	1			
仮設工					
仮設工					
仮設道工					明細表 第10号
	式	1			

工 事 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
足場工					明細表 第11号
	式	1			
環境対策資機材					明細表 第12号
	式	1			
交通管理工					明細表 第13号
	式	1			
直接工事費計					
共通仮設費積上分					
運搬費					
	式	1			
仮設材運搬費					明細表 第14号
	式	1			
安全費					
	式	1			
鉛等呼吸用保護具等費用					明細表 第15号
	式	1			
技術管理費					
	式	1			

工 事 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土質等試験費					明細表 第16号
	式	1			
施工調査費					明細表 第17号
	式	1			
営繕費					
	式	1			
快適トイレ					明細表 第18号
	式	1			
共通仮設費率分					
	式	1			
共通仮設費計					
純工事費					
現場管理費					
	式	1			
現場管理費					
工事原価					

明細表 第 1号
上部工ブレース

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
芯出し調整工 鋼材面用	m ²	11			単価表 第 1 号
鋼桁孔明工 SM490, t ≤ 30, 水平及び下向き	本	432			単価表 第 2 号
落橋防止装置取付工 タイプ ⑤, 単部材質量600kg以下, 現道上からの部材荷卸をする場合	基	12			単価表 第 3 号
上部工ブレース 鋼製突起, 塗装仕様 (桁外C-5塗装系・桁内D-5塗装系), 輸送費含む	t	2.5			工原価
高力ボルト本締工	本	432			単価表 第 4 号
摩擦接合用高力ボルト トルシラス10T, M22 × 95mm	組	384			
摩擦接合用高力ボルト トルシラス10T, M22 × 100mm	組	48			
ヒンテール仕上げ工	本	432			単価表 第 5 号
1 式 当り					

明細表 第 2号
下部工ブラケット

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
芯出し調整工 コンクリート面用	m ²	9.3			単価表 第 6 号
コンクリート削孔(電動式コアホーリングマシン) アンカー材径67mmを超え80mm以下,削孔深さ1000mmを超え1300mm以下,しない<標準 >(全ての費用)	孔	64			施工 P 第 1 号
コンクリート削孔(電動式コアホーリングマシン) アンカー材径43mmを超え54mm以下,削孔深さ500mmを超え1000mm以下,しない<標準 >(全ての費用)	孔	32			施工 P 第 2 号
人力積込 コンクリート塊	m ³	0.7			施工 P 第 3 号
殻運搬 人力積込, DID区間有り, 4.5km以下	m ³	0.7			
処分料 再資源化施設(無筋コンクリート) 再生骨材-1	m ³	0.7			処分費
側溝清掃車運搬 L=4.1 km	m ³	0.5			単価表 第 7 号
処分料 カッター汚泥 汚泥-1	t	0.7			処分費
アンカー(材料費除く) アンカー材径70mmを超え85mm以下, 下方向	本	64			施工 P 第 4 号
アンカーボルト S35CN, D75×1330, 2N1W付(1・3種・M72用) 亜鉛メッキ(ねじ切部・ナット・ワッシャー)	組	64			

明細表 第 2号
下部工ブレース

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
アンカー(材料費除く) アンカー材径40mmを超え55mm以下 , 下方向	本	32			施工 P 第 5 号
アンカーボルト SD345, D51×950, 2N1W付(1・3種・M48用) 亜鉛メッキ(ねじ切部・ナット・ワッシャー)	組	32			
注入材 エポキシ樹脂 床版補強工、橋梁補強工用	kg	403.2			
無収縮モルタル工 極小規模	m3	0.423			単価表 第 8 号
無収縮モルタル材 パーゲルV1/50同等品以上, プレミックスタイプ, 標準混和量1875kg/m3	kg	793.1			
落橋防止装置取付工 タイプ①, 単部材質量600kg以下, 現道上からの部材荷卸をする場合	基	8			単価表 第 9 号
落橋防止装置取付工 タイプ①, 単部材質量600kg超え, 現道上からの部材荷卸をする場合	基	2			単価表 第 10 号
下部工ブレース 鋼製突起, 亜鉛メッキ, 輸送費含む	t	5.2			工原価
緩衝材 クロップレンゴム, 橋梁耐震化用, 単層50mm, 硬度55°±5°	m ²	2.4			
緩衝材孔加工費 クロップレンゴム, t=50mm, φ 40(19)mm	箇所	48			

明細表 第 3号
塗膜除去工

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
塗膜除去工 塗膜剥離剤による除去 週休2日補正:現場閉所(月単位)	m ²	23			
塗膜剥離剤 リペアソルブS同等品以上	kg	18.2			
トラム缶 200L, オープントラム, ホールバント式	缶	2			
剥離剤及び塗膜かす回収・積込工	m ²	23			単価表 第 11 号
運搬(片道) 小型車(2tクラス) , 203 km	台	2			単価表 第 12 号
塗膜かす等処分費 鉛(>0.3mg/L)を含む	式	1			処分費
塗替塗装 清掃・水洗い, 箱桁構造の密閉部, 週休2日補正:現場閉所(月単位)	m ²	11			単価表 第 13 号
1 式 当り					

明細表 第 4号
F-11塗装系

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
素地調整工 2種ケレン	m ²	1			単価表 第 14 号
小規模塗装工 防食下地, 有機ゾンクリッチェ イト	m ²	1			単価表 第 15 号
小規模塗装工 防食下地, 有機ゾンクリッチェ イト	m ²	1			単価表 第 15 号
小規模塗装工 ミストコート, 変性エポキシ樹脂塗料下塗	m ²	1			単価表 第 16 号
小規模塗装工 下塗り, 超厚膜型エポキシ樹脂塗料	m ²	1			単価表 第 17 号
小規模塗装工 下塗り, 超厚膜型エポキシ樹脂塗料	m ²	1			単価表 第 17 号
小規模塗装工 中塗り, ふっ素樹脂塗料用中塗	m ²	1			単価表 第 18 号
小規模塗装工 上塗り, ふっ素樹脂塗料上塗	m ²	1			単価表 第 19 号
1 式 当り					

明細表 第 5号
F-12塗装系

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
素地調整工 2種 ^{ケレン}					単価表 第 14 号
	m ²	1			
小規模塗装工 ミストコート, 変性 ^{エポ} キシ樹脂塗料下塗					単価表 第 16 号
	m ²	1			
小規模塗装工 下塗り, 超厚膜型 ^{エポ} キシ樹脂塗料					単価表 第 17 号
	m ²	1			
小規模塗装工 下塗り, 超厚膜型 ^{エポ} キシ樹脂塗料					単価表 第 17 号
	m ²	1			
1 式 当り					

明細表 第 6号
Rc-II 塗装系

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
素地調整工 1種ケレン 週休2日補正:現場閉所(月単位)	m ²	2			
小規模塗装工 防食下地,有機シンクリッチヘ イト	m ²	2			単価表 第 15 号
小規模塗装工 下塗り,弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	m ²	2			単価表 第 20 号
小規模塗装工 下塗り,弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	m ²	2			単価表 第 20 号
小規模塗装工 中塗り,弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗	m ²	2			単価表 第 21 号
小規模塗装工 上塗り,弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗	m ²	2			単価表 第 22 号
1 式 当り					

明細表 第 8号
塗料

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
有機ソノクリッチペイント 25kg/缶	缶	1			
変性エポキシ樹脂塗料下塗 20kg/缶	缶	1			
超厚膜形エポキシ樹脂塗料 20kg/缶	缶	1			
ふっ素樹脂塗料用中塗 濃彩, 18kg/缶	缶	1			
ふっ素樹脂塗料上塗 濃彩, 16kg/缶	缶	1			
弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗 18kg/缶	缶	1			
弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗 濃彩, 18kg/缶	缶	1			
弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗 濃彩, 16kg/缶	缶	1			
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料 10kg/缶	缶	1			
1 式 当り					

明細表 第 9号
塗料用シナー

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
エポキシ樹脂塗料用シナー 16L/缶					
	缶	1			
ふっ素樹脂塗料用中塗用シナー 16L/缶					
	缶	1			
ふっ素樹脂塗料上塗用シナー 16L/缶					
	缶	1			
弱溶剤形塗料用シナー 16L/缶					
	缶	1			
1 式 当り					

明細表 第 11号
足場工

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
橋脚回り足場 タイプF, 労務費・損料, 供用日数:177日 現場環境条件による補正:1.1, 週休2日補正:現場閉所(月単位)	m ²	82			
床面シート張防護 タイプF, 労務費・損料, 供用日数:177日 現場環境条件による補正:1.1, 週休2日補正:現場閉所(月単位)	m ²	82			
朝顔 タイプF, 労務費・損料, 供用日数:177日 現場環境条件による補正:1.1, 週休2日補正:現場閉所(月単位)	m ²	82			
朝顔部板張防護 タイプF, 労務費・損料, 供用日数:177日 現場環境条件による補正:1.1, 週休2日補正:現場閉所(月単位)	m ²	82			
朝顔部シート張防護 タイプF, 労務費・損料, 供用日数:177日 現場環境条件による補正:1.1, 週休2日補正:現場閉所(月単位)	m ²	82			
剥離剤工用養生シート 全損, 現場環境条件による補正:1.1 週休2日補正:現場閉所(月単位)	m ²	164			
1 式 当り					

明細表 第 14号
仮設材運搬費

明細表

[illegible]

明細表 第 15号
鉛等呼吸用保護具等費用

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
電動ファン付呼吸用保護具					
	個	6			
呼吸用保護具用フィルター					
	個	72			
防護服					
	個	72			
防護手袋					
	組	72			
シューズカバー					
	組	72			
1 式 当り					

明細表 第 16号
土質等試験費

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
溶出液作成料					
	検体	2			
鉛溶出試験					
	検体	2			
六価クロム溶出試験					
	検体	2			
PCB含有量試験					
	検体	2			
PCB溶出試験					
	検体	2			
1 式 当り					

明細表 第 18号
快適トイレ

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
快適トイレ設置費 設置期間6.0 月					単価表 第 35 号
	基	2			
1 式 当り					
快適トイレ設置費					

単価表 第 1号

芯出し調整工

単価表

(10)

金額：

内容：鋼材面用

1 m² 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
橋りょう世話役 週休2日補正：現場閉所（月単位）	人	1			[1]
橋りょう特殊工 週休2日補正：現場閉所（月単位）	人	4			[1]
普通作業員 週休2日補正：現場閉所（月単位）	人	6			[1]
諸雑費 7 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(	10	m ² 当り		)
	(	1	m ² 当り		)

単価表 第 2号

鋼桁孔明工

単価表

(85)

金額：

内容：SM490, t ≤ 30, 水平及び下向き

1 本 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
橋りょう世話役 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	1			[1]
橋りょう特殊工 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	3			[1]
普通作業員 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	1			[1]
諸雑費 25 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(	85	本 当り		)
	(	1	本 当り		)

単価表 第 3号

落橋防止装置取付工

単価表

(3.600)

金額：

内容：タイプ⑤, 単部材質量600kg以下, 現道上からの部材荷卸をする場合

1 基 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
橋りょう世話役 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	1			[1]
橋りょう特殊工 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	4			[1]
普通作業員 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	2			[1]
諸雑費 32 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(	3.6	基 当り		)
	(	1	基 当り		)

単価表 第 4号

高力ボルト本締工

単価表

(134)

金額 :

内容 :

1 本 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
橋りょう世話役 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	1			[1]
橋りょう特殊工 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	3			[1]
普通作業員 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	1			[1]
諸雑費 17 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(	134	本 当り		)
	(	1	本 当り		)

単価表 第 6号

芯出し調整工

単価表

(10)

金額：

内容：コンクリート面用

1 m² 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
橋りょう世話役 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	1			[1]
橋りょう特殊工 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	2			[1]
普通作業員 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	2			[1]
諸雑費 2 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(	10	m ² 当り		)
	(	1	m ² 当り		)

単価表 第 7号

側溝清掃車運搬

単価表

(100)

金額：

内容：L=4.1 km

1 m3 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
普通作業員 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	9.26			1×100/D
側溝清掃車運転	日	9.26			
諸雑費	式	1			
	(	100	m3 当り		)
	(	1	m3 当り		)
*** 施工条件 *** 運搬距離 : L=4.1 km					

単価表 第 8号

無収縮モルタル工

単価表

(0.423)

金額：

内容：極小規模

1 m3 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役 週休2日補正：現場閉所（月単位）	人	1			[1]
特殊作業員 週休2日補正：現場閉所（月単位）	人	3			[1]
普通作業員 週休2日補正：現場閉所（月単位）	人	2			[1]
諸雑費 6 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(	0.423	m3 当り		)
	(	1	m3 当り		)

単価表 第 9号

落橋防止装置取付工

単価表

(2.700)

金額：

内容：タイプ①, 単部材質量600kg以下, 現道上からの部材荷卸をする場合

1 基 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
橋りょう世話役 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	1			[1]
橋りょう特殊工 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	4			[1]
普通作業員 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	2			[1]
諸雑費 32 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(	2.7	基 当り		)
	(	1	基 当り		)

単価表 第 10号

落橋防止装置取付工

単価表

(1.800)

金額：

内容：タイプ①, 単部材質量600kg超え, 現道上からの部材荷卸をする場合

1 基 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
橋りょう世話役 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	1			[1]
橋りょう特殊工 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	4			[1]
普通作業員 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	2			[1]
ラフテレンクレーン(市場価格) 油圧伸縮シブ型 25t吊 オペレータ付き 週休2日補正:現場閉所(月単位)	日	1			
諸雑費 32 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(	1.8	基 当り		)
	(	1	基 当り		)

単価表 第 11号 剥離剤及び塗膜かす回収・積込工

単価表 (50)
1 m² 当り

金額： 内容：

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
橋りょう塗装工 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	2			[1]
普通作業員 週休2日補正:現場閉所(月単位)	人	1			[1]
諸雑費 20 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(	50	m ² 当り		)
	(	1	m ² 当り		)

単価表 第 12号

運搬(片道)

単価表

(1)

金額：

内容：小型車(2tクラス) , 203 km

1 台 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
運搬費小型車(2tクラス) 200kmまで	台	1			対象外
運搬費小型車(2tクラス) 200km超500kmまで、20km増すごと	台	1			対象外
有料道路利用料	台	1			処分費
諸雑費	式	1			
	(	1	台 当り		)
*** 施工条件 *** 運搬車規格 : 小型車(2tクラス) 運搬距離 : 200kmを超え500kmまでの運搬					
運搬距離(200kmを超え500kmまで) : 203 km 有料道路利用料の規格 : その他の諸料金の規格 :					
施工単価の積上げ位置 : 直接工事費に積上げ					

単価表 第 13号

塗替塗装

単価表

(1)

金額：

内容： 清掃・水洗い , 箱桁構造の密閉部 , 週休2日補正:現場閉所(月単位)

1 m² 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
橋梁塗装工(塗替塗装) 清掃水洗い 時間的制約:無	m ²	1			週休2日補正:現場閉所(月単位)
諸雑費	式	1			
	(	1	m ² 当り		)
*** 施工条件 *** 作業区分 : 清掃・水洗い 構造物区分 : 箱桁構造の密閉部					
時間的制約の有無 : 時間的制約:無 作業時間帯 : 標準 週休2日補正 : 週休2日補正:現場閉所(月単位)					

単価表 第 25号

敷鉄板設置・撤去

単価表

(100)

金額：

内容：設置・撤去

1 m² 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役 週休2日補正：現場閉所（月単位）	人	0.3			[1] 1×100/D
とび工 週休2日補正：現場閉所（月単位）	人	0.3			[1] 1×100/D
普通作業員 週休2日補正：現場閉所（月単位）	人	0.3			[1] 1×100/D
バックホー運転（敷鉄板設置・撤去工）	日	0.3			[1] 単価表 第 26 号
諸雑費 1 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(	100	m ² 当り		)
	(	1	m ² 当り		)
*** 施工条件 *** 作業区分 : 設置・撤去					

単価表 第 26号

バックホー運転(敷鉄板設置・撤去工)

単価表

(1)
1 日 当り

金額： 内容：

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
運転手(特殊)	人	1			
週休2日補正:現場閉所(月単位)					
軽油 一般用 バックホー給油	リットル	119			
バックホー(クレーン機能付)(市場価格) クローラ型 山積0.8m3・2.9t吊 週休2日補正:現場閉所(月単位)	供用日	1.06			
諸雑費	式	1			
	(	1	日 当り		)

単価表 第 27号

敷鉄板賃料(枚当り)

単価表

(1)

金額：

内容：22×1524×3048，賃料計上，供用日数180 日, 整備費あり

1 枚 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
敷鉄板賃料(枚) 22×1524×3048，供用日数180 日	枚	1			単価表 第 28 号
敷鉄板 22×1524×3048 整備費	枚	1			
諸雑費	式	1			
	(	1	枚 当り		)
*** 施工条件 *** 敷鉄板の種類：22×1524×3048 計上区分：賃料計上					
継続工事の有無：継続工事なし 当該工事の供用日数：供用日数180 日 整備費の有無：整備費あり					

単価表 第 30号

仮設材等運搬

単価表

(1)

金額：

内容：12m以内，10kmまで，往復

1 t 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
仮設材等運搬(基本運賃料金) 12m以内，10kmまで	t	1			単価表 第 31 号
諸雑費	式	1			
	(	1	t 当り		)
*** 施工条件 *** 仮設材等の製品長 : 12m以内 片道運搬距離 : 10kmまで					
深夜早朝(22:00～5:00)割増の有無 : 深夜早朝割増:無 運搬区分 : 往復					

単価表 第 33号

近接調査計測工

単価表

(14)

金額：

内容：タイプ⑤

1 組 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師(A)	人	1			[1] 人件費
技師(C)	人	1			[1] 人件費
橋りょう特殊工 週休2日補正：現場閉所(月単位)	人	2			[1]
諸雑費 5 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(	14	組 当り		)
	(	1	組 当り		)

単価表 第 34号

近接調査計測工

単価表

(7)

金額：

内容：タイプ①

1 組 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師(A)	人	1			[1] 人件費
技師(C)	人	1			[1] 人件費
橋りょう特殊工 週休2日補正：現場閉所(月単位)	人	2			[1]
諸雑費 5 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(	7	組 当り		)
	(	1	組 当り		)

単価表 第 35号

快適トイレ設置費

単価表

(1)

金額：

内容：設置期間6.0 月

1 基 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
快適トイレ基本料金 仕様(1)～(11)項目含む	基	1			
快適トイレ賃料 仕様(1)～(11)項目含む	月	6.0			
諸雑費	式	1			
	(	1	基 当り		)
*** 施工条件 *** 設置期間：設置期間6.0 月					

諸 経 費 計 算 情 報

単価適用年月日	令和 7年 5月 1日
単価適用地区	高知土木事務所 1 地区(南部地区)
工種区分	橋梁保全工事
I C T補正（3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理）	補正しない
技術者間接費の計上有無	計上しない
機器単体費の計上有無	計上しない
施工地域・工事場所区分の補正（共通仮設費）	一般交通影響有り（1）－1
除雪工事で営繕費の補正を行う場合の補正	補正しない
施工地域・工事場所区分の補正（現場管理費）	一般交通影響有り（1）－1
堤頂20mの補正	補正しない
緊急工事の補正	補正しない
前払金支出割合	35%を超える（1.00）
契約保証に係る補正	金銭的保証
工事価格まるめ区分	万円まるめ
諸経費等率指定	率指定しない
現場環境改善費の計上有無	計上しない

諸 經 費 計 算 情 報

[illegible]

公 表 単 価 一 覧 表

名称・規格1・規格2	単 位	単 価	摘 要
上部工ブラケット 鋼製突起, 塗装仕様(桁外C-5塗装系・桁内D-5塗装系), 輸送費含む	t	1, 500, 000	明細表 第1号 工原価 見積り
摩擦接合用高力ボルト トルシアS10T, M22×95mm	組		明細表 第1号 Web建設物価(5月号)
摩擦接合用高力ボルト トルシアS10T, M22×100mm	組		明細表 第1号 Web建設物価(5月号)
アンカーボルト S35CN, D75×1330, 2N1W付(1・3種・M72用) 亜鉛メッキ(ねじ切部・ナット・ワッシャー)	組	99, 700	明細表 第2号 見積り
アンカーボルト SD345, D51×950, 2N1W付(1・3種・M48用) 亜鉛メッキ(ねじ切部・ナット・ワッシャー)	組	11, 480	明細表 第2号 見積り
無収縮モルタル材 バーゲルV1/50同等品以上, フレックスタイプ, 標準混和量1875kg/m ³	kg		明細表 第2号 Web建設物価(5月号)
下部工ブラケット 鋼製突起, 亜鉛メッキ, 輸送費含む	t	1, 390, 000	明細表 第2号 工原価 見積り
緩衝材 クロロブレンゴム, 橋梁耐震化用, 単層50mm, 硬度55°±5°	m ²	310, 000	明細表 第2号 見積り
緩衝材孔加工費 クロロブレンゴム, t=50mm, φ40(19)mm	箇所	1, 300	明細表 第2号 見積り
連結用ボルト・ナット M16×70, 2W付, SS400, 亜鉛メッキ	組	260	明細表 第2号 見積り

公 表 単 価 一 覧 表

名称・規格1・規格2	単 位	単 価	摘 要
塗膜除去工 塗膜剥離剤による除去 週休2日補正:現場閉所(月単位)	m ²	4,956	明細表 第3号 見積り
塗膜剥離剤 リペアソルブS同等品以上	kg		明細表 第3号 Web建設物価(5月号)
ﾄﾞﾗﾑ缶 200L, オｰﾌﾞﾝﾄﾞﾗﾑ, ﾎﾙﾄﾞﾊﾞﾝﾄﾞ式	缶	25,400	明細表 第3号 見積り
塗膜かす等処分費 鉛(>0.3mg/L)を含む	式	54,000	明細表 第3号 処分費 見積り
素地調整工 1種ｸﾚﾝ 週休2日補正:現場閉所(月単位)	m ²	6,916	明細表 第6号 ほか 見積り
有機ｼﾞｮﾝｸﾘｯﾁﾍﾟｲﾝﾄ 25kg/缶	缶	120,530	明細表 第8号 見積り
変性ﾎﾟﾘｷﾞ樹脂塗料下塗 20kg/缶	缶	56,860	明細表 第8号 見積り
超厚膜形ﾎﾟﾘｷﾞ樹脂塗料 20kg/缶	缶	59,360	明細表 第8号 見積り
ふっ素樹脂塗料用中塗 濃彩, 18kg/缶	缶	78,620	明細表 第8号 見積り
ふっ素樹脂塗料上塗 濃彩, 16kg/缶	缶	257,600	明細表 第8号 見積り

公 表 単 価 一 覧 表

名称・規格1・規格2	単 位	単 価	摘 要
弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗 18kg/缶	缶	53,670	明細表 第8号 見積り
弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗 濃彩, 18kg/缶	缶	82,670	明細表 第8号 見積り
弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗 濃彩, 16kg/缶	缶	270,610	明細表 第8号 見積り
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料 10kg/缶	缶	61,180	明細表 第8号 見積り
エポキシ樹脂塗料用シンナー 16L/缶	缶	26,850	明細表 第9号 見積り
ふっ素樹脂塗料用中塗用シンナー 16L/缶	缶	26,850	明細表 第9号 見積り
ふっ素樹脂塗料上塗用シンナー 16L/缶	缶	31,610	明細表 第9号 見積り
弱溶剤形塗料用シンナー 16L/缶	缶	9,920	明細表 第9号 見積り
橋脚回り足場 タイプF, 労務費・損料, 供用日数:177日 現場環境条件による補正:1.1, 週休2日補正:現場閉所(月単位)	m ²	13,828	明細表 第11号
床面シート張防護 タイプF, 労務費・損料, 供用日数:177日 現場環境条件による補正:1.1, 週休2日補正:現場閉所(月単位)	m ²	732	明細表 第11号

公 表 単 価 一 覧 表

名称・規格1・規格2	単 位	単 価	摘 要
朝顔 タイプ F, 労務費・損料, 供用日数:177日 現場環境条件による補正:1.1, 週休2日補正:現場閉所(月単位)	m ²	1,492	明細表 第11号
朝顔部板張防護 タイプ F, 労務費・損料, 供用日数:177日 現場環境条件による補正:1.1, 週休2日補正:現場閉所(月単位)	m ²	1,722	明細表 第11号
朝顔部シート張防護 タイプ F, 労務費・損料, 供用日数:177日 現場環境条件による補正:1.1, 週休2日補正:現場閉所(月単位)	m ²	513	明細表 第11号
剥離剤工用養生シート 全損, 現場環境条件による補正:1.1 週休2日補正:現場閉所(月単位)	m ²	1,075	明細表 第11号
環境対策資機材 集塵機・集塵機配管・エアシャワー・クリーンルーム・フィルター類	式	1,540,000	明細表 第12号 見積り
電動ファン付呼吸用保護具	個	99,000	明細表 第15号 見積り
呼吸用保護具用フィルター	個	1,650	明細表 第15号 見積り
防護服	個	1,500	明細表 第15号 見積り
防護手袋	組	1,333	明細表 第15号 見積り
シューズカバー	組	470	明細表 第15号 見積り

公表単価一覧表

名称・規格1・規格2	単位	単価	摘要
非破壊試験費 コンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定費 電磁波レーダ法, 基本料	回		明細表 第17号 Web建設物価(5月号)
非破壊試験費 コンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定費 電磁波レーダ法, 下向き	箇所		明細表 第17号 Web建設物価(5月号)
殻運搬 人力積込, DID区間有り, 4.5km以下	m3	4,823	明細表 第2号 見積り
溶出液作成料	検体		明細表 第16号 Web建設物価(5月号)
鉛溶出試験	検体		明細表 第16号 Web建設物価(5月号)
六価クロム溶出試験	検体		明細表 第16号 Web建設物価(5月号)
PCB含有量試験	検体		明細表 第16号 Web建設物価(5月号)
PCB溶出試験	検体		明細表 第16号 Web建設物価(5月号)
有料道路利用料	台	6,140	単価表 第12号 処分費

施 工 条 件 明 示 書

明示事項（説明書）

【工程関係】

1. 他の工事による施工時期及び全体工期等への影響・・・・・・・・無

2. 施工時期、施工時間及び施工方法の制限

道路工事協議書同意条件，特定建設作業届出書受理条件等によること。

橋脚のコンクリート削孔については，2班施工体制とする。

3. 当該工事の関係機関との協議の未成立事項

市道の通行制限を予定している。道路工事協議書を作成し，監督職員へ提出すること。

4. 他官庁等の特定条件による影響

河川法の許可に付された条件等を遵守しなければならない。

5. その他・・・・・・・・無

【用地関係】

1. 工事用地等の未処理部分・・・・・・・・無

2. 仮設ヤード等に官有地及び発注者借り上げ地の使用・・・・・・・・無

施 工 条 件 明 示 書

明示事項（説明書）

【安全対策関係】

1. 交通安全施設等の指定

指定はしないが、通行者の安全が確保できる対策を行うこと。

2. 近接する公共施設・・・・・・電気，電話，水道，下水道，ガス

施工前に各管理者に確認を行い，必要に応じて施工方法，防護方法等について協議し，監督職員へ報告すること。

監督職員の指示がある場合，地下埋設物等確認書を提出すること。

3. 防護施設の必要・・・・・・落石・土砂崩落・・・・・・無

4. 発破作業等の保安設備及び保安要員の配置の指定・・・・・・無

5. 発破作業等の制限・・・・・・無

【工事用道路関係】

1. 一般道路を搬入路として使用する場合

（1）経路、期限の制限

一般通行者を優先すること。通行制限が必要な場合は，事前に監督職員と協議すること。

（2）使用中及び使用後の処置

施 工 条 件 明 示 書

明示事項（説明書）

道路汚損させないこと。汚損させた場合は，速やかに応急処置を施すとともに，監督職員へ報告すること。

2. 仮設路を設置する場合

(1) 安全施設等の設置の必要

事前に監督職員と協議すること。

(2) 工事終了後の措置・・・・・・・・撤去

(3) 維持及び補修の必要・・・・・・・・無

3. 一般道路の占用の必要

(1) 範囲 設計図書，道路工事協議書同意条件等による。

期間 工事期間中

【仮設備関係】

1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を次年度に使用又は転用、兼用の予定・・・・・・・・無

2. 仮設備の構造、施工方法の指定・・・・・・・・無

3. 仮設備の設計条件・・・・・・・・無

施 工 条 件 明 示 書

明示事項（説明書）

【建設副産物関係】

1. 建設発生土の搬出・・・・・・無
2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要・・・・・・無
3. 産業廃棄物の処理条件（*処理を委託する場合は、委託契約条件締結のうえマニフェストを使用のこと）
 - (1) 処理場所

無筋コンクリート	：高知市 円行寺
カッター汚泥	：高知市 円行寺
塗膜かす	：広島県 福山市 箕沖町
 - 処理方法（指定）

無筋コンクリート	：再生処理
カッター汚泥	：改良土化，肥料化，天日乾燥，造粒固化，脱水，薬剤固化
塗膜かす	：最終処分

処理場の受入条件

※上記については、「処理方法」は指定とするが、「処理場所」は、積算上の条件明示であり指定事項ではない。

【公害対策関係】

1. 公害防止（騒音・振動・粉じん等）のため、施工方法、機械施設・作動時間等の制限
高知市公害防止条例，特定建設作業届出書受理条件等によること。

施 工 条 件 明 示 書

明示事項（説明書）

騒音，振動，粉じん等には十分注意し施工すること。

2. 第三者に被害を及ぼすことの懸念・・・・・・・・無

【工事支障物件関係】

1. 地上、地下等の支障物件

各施設管理者に確認すること。

2. 地上、地下等の占用物件工事と重複施工・・・・・・・・無

【排水工（濁水処理を含む）関係】

1. 濁水、湧水等の処理対策の指定

指定はしないが，必要に応じて処理対策を行うこと。

【現場環境改善関係】

1. 現場環境改善費・・・・・・・・無

【その他】

1. 工事用資機材等の保管指定・・・・・・・・無

施 工 条 件 明 示 書

明示事項（説明書）

2. 工事現場発生品の処理指定・・・・・・・・無

3. 支給資材及び貸与品・・・・・・・・無

4. 工事用電力等の指定・・・・・・・・無

5. 交通誘導警備員の配置

（1）工事期間中の安全確保のため、交通誘導警備員の配置人数は下記を予定している。

交通誘導警備員A 0人

交通誘導警備員B 110人

なお、交通誘導警備員の配置については、事前に監督職員と協議すること。

6. その他

現場着手前に、近隣者、関係者等に工事内容を周知すること。

疑義のある場合は、監督職員と協議すること。

本橋梁の旧塗膜に鉛が含まれているため、塗膜除去工の実施に当たっては、「鉛等有害物質を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について」（平質を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について）（平成26年5月30日付け基安労発0530第1号基安化発0530第1号）の所定の措置を講ずること。

なお、安全費に計上している当該措置に要する費用は、施工計画打合せにおいて詳細を協議のうえ、監督職員の認める実働人数及び使用実

施 工 条 件 明 示 書

明示事項（説明書）

績が証明できる資料等に基づき変更する。

高知市土木請負工事共通仕様書 1－1－20BBに規定する中間検査の実施に必要な仮設備（足場）は、当該検査が終了するまで撤去してはならない。

特 記 仕 様 書

令和 7 年 4 月 1 日 改正

第 1 条 共通仕様書の適用

1 本工事の施工にあたっては、「高知市建設工事共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

但し、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改訂された最新のものとする。なお、工事途中で改訂された場合は、この限りではない。

第 2 条 環境物品等の調達の推進（グリーン購入法）

1 本工事において「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）及び「高知県グリーン購入基本原則・基本方針及び実施計画」に基づき重点調達品目について積極的な利用をすること。なお、重点調達品目の中で木材・木製品等においては、その原料とされる原木が生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものを使用することとする。

第 3 条 県内産資材の優先使用

1 本工事に使用する資材は、機能、品質、価格等が同等であれば、県内産資材を優先して使用するものとする。

なお、県外産資材を使用する場合は、使用理由を施工計画書の打合せ事項に記載し、監督職員の確認を受けること。また、検査時に県外産資材を使用した理由を検査職員に説明すること。

注 1：県内産資材とは、高知県内で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工した資材、又は高知県外で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工された資材をいう。

ただし、①木材は、高知県内の森林から生産されたもの、②生コンクリートの細骨材に配合する海砂は、高知県内で産出されたもの、③木製型枠は、高知県内の森林から生産された木材で製造されたものとする。

注 2：県外産資材とは、県内産資材以外の資材をいう。

第 4 条 木製型枠の使用について

1 木製型枠とは、杉、檜の間伐材等を板材に加工したものと桟木を組み合わせて作成した型枠（以下「木製型枠」という。）をいう。また、一般型枠とは、鋼材または、合板で作成した型枠（以下「一般型枠」という。）をいう。

2 設計図書等に「木製型枠」と明示している構造物は、木製型枠を標準的に使用すること。ただし、止め型枠・バチ部への一般型枠の使用は可能とする。

3 高知県内産材を用いて木製型枠を製造する事業所は、高知県ホームページ（<https://www.pref.kochi.lg.jp/>）林業振興・環境部木材産業振興課のページに掲載しているので参考にすること。

なお、県外産材で製作した木製型枠を使用する場合は、使用理由を施工計画書の打ち合わせ事項に記載し監督職員の確認を受けること。

4 木製型枠は、型枠の現場搬入時から型枠組立、型枠脱型までの施工期間中に現場で木製型枠であることの確認を受けなければならない。確認の方法については、県産材で製作した型枠及び県産材材料には製造者が証明（スタンプ等）を行っているため、その箇所を監督職員に提示することで確認とする。

5 木製型枠を使用できない事由があり、一般型枠を使用する場合も、その使用理由を施工計画書の打ち合わせ事項に記載すること。ただし、その場合は一般型枠への設計変更を行う。

6 受注者は、発注者が行う木製型枠に関する調査に協力しなければならない。

第 5 条 木材等を使用した公共土木施設の実績調査について

1 本工事の受注者は、木材の利用の有無を問わず「木材等を使用した公共土木施設の実績調査表」を作成し提出しなければならない。

なお、調査表の作成要領、提出は以下のとおりとする。

2 調査表の作成要領、提出について

(1) 調査様式（木材・木製型枠・木製看板を利用した公共土木工事实績調査表）、を高知県ホームページ（<https://www.pref.kochi.lg.jp/>）林業振興・環境部木材産業振興課のページから、ダウンロードする。

(2) 記載要領を参考に必要事項を調査様式に記入し、電子納品物に格納し提

特記仕様書

令和7年4月1日 改正

出する。なお、紙納品の場合は、工事管理資料とは別にCD-R等に納めて工事完成後7日以内に監督職員へ提出すること。

第6条 工事現場における県内産木材の木製品使用について

1 受注者は、請負代金額（消費税含む）が250万円以上の場合、「高知県産材利用推進方針」の行動計画に基づき、仮設備や保安施設等の工事前仮設に関する資材は以下の通り、木製品を使用しなければならない。

ただし、これらに関する経費は諸経費に含むものとする。

(1) ア～オの資材のうち、いずれかに必ず木製品を使用すること。

ア 掲示板（現場組織表、緊急連絡先など公衆に知らせるため設置するもの）

イ 工事看板（1ヶ所以上）

ウ バリケード（1品以上）

エ 木製クッションドラム（1品以上）

オ 交通安全管理等の標示板

ただし、供用中の道路に係る工事の施工に用いる交通安全管理用標示板の様式仕様等（形態、寸法、色彩ほか）は、「道路工事の安全施設設置要領（案）」（平成8年3月）に準拠すること。

(2) 上記1の資材を必要としない工事、委託業務については、その旨を施工計画書に記載し監督職員の確認を得ること。

その場合は、上記1以外の仮設備、保安施設等の工事前仮設資材で木製品をできるだけ1品以上使用すること

例：現場事務所の棚、机、靴箱、ベンチ等

注1：木製品とは、県内産木材で作成した製品または県内産木材の板材を受注者が加工したものとする。

注2：別工事で購入（加工）した木製品の使用も可とする。

注3：使用する木製品については、施工計画打ち合わせ時に監督職員に報告すること。

注4：県内産木材使用（納入）証明書は必要としないが、木製品の写真を工事写真に納めること。

第7条 個人情報の保護について

1 受注者は、この契約による工事を施工するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律を遵守すること。

第8条 暴力団又は暴力団関係者からの不当要求又は工事妨害（以下この条において「不当介入」という。）の排除について

1 受注者は暴力団又は暴力団関係者から工事の施工に関して不当介入を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 受注者は、不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に被害届を提出しなければならない。

3 受注者は、監督職員及び所轄警察署と協力して、不当介入の排除措置を講じなければならない。

4 受注者が不当介入の報告を怠った場合は、「高知市競争入札指名停止措置要綱」に基づき、指名停止措置を行うものとする。

第9条 ダンプトラック等による過積載の防止について

1 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

2 さし柵装着車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

3 過積載車両、さし柵装着車等から土砂等の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。

4 取引関係のあるダンプトラック事業者が過積載を行い、またさし柵装着車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

5 建設発生土の処理及び資材の購入等にあたって、下請け業者及び資材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

6 以上のことにつき受注者は、下請け業者を十分に指導すること。

特 記 仕 様 書

令和 7 年 4 月 1 日 改正

第 10 条 軽油単価の適正な運用について

- 1 本工事において、受注者もしくは受注者の下請業者等が使用する建設機械の動力源に使用する軽油において、軽油引取税の課税対象の免許証の交付及び承認がある場合は、すみやかに発注者に報告しなければならない。また、その場合、該当する建設機械に使用する軽油単価は免税後の単価に変更するものとする。

第 11 条 不正軽油の使用禁止

- 1 受注者は、工事の施工に当たり、使用する車両及び建設機械等の燃料として、不正軽油を使用してはならない。

注：不正軽油とは、地方税法第 144 条の 32 の規定による県知事の承認を受けないで製造又は譲渡された次のものをいう。

- ① 軽油と軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）を混和したもの
- ② 軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）と軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）を混和して製造されたもの
- ③ 自動車の燃料として譲渡・消費される燃料炭化水素（重油、灯油等）

- 2 受注者は、県が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。

第 12 条 工事実績データ作成、登録

- 1 高知市建設工事共通仕様書共通編 1－1－1－5 に基づき、受注者は、請負代金額 500 万円以上（単価契約の場合は登録不要）の全ての工事について、工事实績情報サービス（コリンズ）に受注・変更（工期、請負代金額、技術者）・完成・訂正時の工事実績データを登録しなければならない。

第 13 条 公共事業労務費調査に対する協力

- 1 本工事が高知県の実施する公共事業労務費調査の対象工事になった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し高知県に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、

同様とする。

- 2 調査票等を提出した事業所を高知県が事後に訪問して行う調査・指導の対象に受注者になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- 3 公共事業労務費調査の対象工事になった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就労規則を作成するとともに賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。
- 4 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む）が前 3 項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

第 14 条 再生資源利用（促進）計画書及び実施書の提出並びに建設発生土の搬出に係る事前確認及び受領書について

- 1 受注者は、建設資材の利用量の大小に関わらず工事請負代金額が 100 万円以上の場合、又は、土砂の搬入量又は搬出量が 500m³ 以上の場合、再生資源利用計画書及び実施書（建設リサイクルガイドライン 様式 1）を建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により作成し、施工計画書と併せて提出しなければならない。
- 2 受注者は、建設副産物の搬入量・搬出量の大小に関わらず工事請負代金額が 100 万円以上の場合、又は、土砂の搬入量又は搬出量が 500m³ 以上の場合、再生資源利用促進計画書及び実施書（建設リサイクルガイドライン 様式 2）を COBRIS により作成し、施工計画書と併せて提出しなければならない。
- 3 受注者は、500m³ 以上の建設発生土を搬出する建設工事において再生資源利用促進計画を作成しようとするときは、あらかじめ工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更についての土壌汚染対策法等の手続きの確認並びに搬出先が宅地造成及び特定盛土等規制法及び土砂条例の許可地等である

特 記 仕 様 書

令和 7 年 4 月 1 日 改正

かなどの確認を行い、その確認結果を記載した書面を作成し再生資源利用促進計画の添付資料とする。

- 4 受注者は、再生資源利用（促進）計画書の内容を発注者に説明しなければならない。また、再生資源利用（促進）計画書（現場掲示用様式）を公衆が見やすい場所に掲げること。
- 5 受注者は、500m³以上の建設発生土を搬出する建設工事において建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに、当該搬出先の管理者に対し、受領書の交付を求め、記載された搬出先の名称及び所在地が計画と一致することを確認する。なお、発注者から請求があった場合は速やかに受領書を提示すること。
- 6 受注者は、建設発生土を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、搬入元の管理者に対し受領書を交付する。
- 7 受注者は、再生資源利用（促進）計画書、実施書及び受領書を工事完了日から5年を経過する日まで保存すること。
（参考）COBRIS については、建設副産物情報センターのホームページ（<http://www.recycle.jacic.or.jp>）より、利用申請等を行うことができる。

第 15 条 産業廃棄物管理票等の提出

- 1 受注者は、本工事に伴い発生する産業廃棄物（以下「産業廃棄物」という。）について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）を遵守し工期内に最終処分（埋立処分、海洋投入処分、又は再生）を終了しなければならない。また、受注者は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認するとともに発注者にそのE票の確認を受けなければならない。

ただし、廃掃法を遵守したうえで、工期内に産業廃棄物の最終処分を終了することが困難な場合で、発注者が認める場合においては、工期内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとするが、最終処分終了後すみやかに発注者にその旨を報告しなければならない。この場合、受注者は産業廃棄物

管理票（マニフェスト）により適正に中間処理業者に搬入されていることを確認するとともに発注者にそのB2票の写しを提出しなければならない。また、最終処分終了後すみやかにE票の写しを提出しなければならない。なお、廃掃法に定める電子情報処理組織を使用する場合は、監督職員と別途協議するものとする。

第 16 条 建設副産物対策（建設副産物処理の数量確認）

本工事において、現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から建設副産物を搬出する場合、受注者は、搬出時等に以下のいずれかの作業を行い撮影し、設計数量の確認資料として、監督職員に提出等をするものとする。

（作業内容）

（1）建設副産物の処理数量を重さ（「t」）の単位とする場合

- ①受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載し（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）、工事黒板と荷姿、運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面の写真撮影をする。（各積載重量別車両毎に1工程以上（以下「代表写真」という。））
- ②受注者は、①の全車両について処理施設に設置されているトラックスケールにて、重さを測定し、レシート等の記録を保管する。
- ③受注者は、監督職員に①を提出し、②の記録を提示する。

（2）建設副産物の処理数量を体積（「m³」）の単位とする場合

次の1）から3）のうち、いずれかの方法により確定する。

- 1）コンクリート殻、アスファルト殻及び土砂など地山の状態または、建設発生木材（伐採木を含む）を山積みした状態等で体積確認ができるものは、地山測定による設計数量の確定をする。受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載し（運搬を他者に委託する

特 記 仕 様 書

令和 7 年 4 月 1 日 改正

場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）、工事黒板と荷姿、運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面の写真撮影をする。（代表写真）

- 2) 前記「(1) 建設副産物の処理数量を重さ(「t」)により確認する場合」により重さを測定し、換算係数を用いて体積を算出して設計数量を確定する。

・コンクリート塊（鉄筋）	2.5 (t/m3)
・コンクリート塊（無筋）	2.35 (t/m3)
・アスファルト塊	2.35 (t/m3)
・掘削土（土砂）	1.8 (t/m3)
・掘削土（軟岩）	2.2 (t/m3)
・掘削土（硬岩）	2.5 (t/m3)

- 3) 地山状態または、建設発生木材（伐採木を含む）を山積みした状態で体積確認ができずに、掘削や取壊しなどを行った場合は、現場外への搬出の際に以下により確認する。

①受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）。(全車写真)

②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるようリボンテープ等のスケールをあて写真撮影をする。（全車写真）

③また、②の状態のまま運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面の写真撮影をする。（全車写真）

④受注者は、監督職員に②③を提出する。

- (3) 受注者と処理施設との間の処理数量を「台数」による契約とする場合

①受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も

記載する。）。(全車写真)

②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるようリボンテープ等のスケールをあて写真撮影をする。（全車写真）

③また、②の状態のまま運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面の写真撮影をする。（全車写真）

- (4) 建設副産物（建設発生木材（伐採木を含む））を木材市場等に搬出する場合

①受注者は、木材を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時に、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する。（木材市場等まで運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。ただし、伐採木の売却を目的とした伐採木の枝打ち、玉切り等の加工、選別をしたものは、マニフェスト交付番号の記載は必要ない。）。(全車写真)

②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるよう運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面の写真撮影をする。（代表写真）

③受注者は、監督職員に②を提出し、木材市場等の受入伝票等を提示する。

第 17 条 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等

- 1 工事の施工について、監督職員の立会を要する工種は施工計画打合せにより定めるものとする。

第 18 条 施工管理

- 1 高知市土木請負工事技術管理指針に基づき実施することとする。

第 19 条 デジタル工事写真の黒板情報電子化

デジタル工事写真の黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入及び、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

特 記 仕 様 書

令和 7 年 4 月 1 日 改正

本工事でデジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。対象工事では、以下の1から3の全てを実施することとする。

1 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）については、高知市土木請負工事技術管理指針の第9条（写真管理）（2）撮影基準に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、URL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」記載の「デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、使用機器を限定するものではない。

2 デジタル工事写真における黒板情報の電子的記入

受注者は、前項1の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。黒板情報の電子的記入を行う項目は、高知市土木請負工事技術管理指針の第9条（写真管理）（2）撮影基準による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3 黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、前項2に示す黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小

黒板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお、納品時に、受注者はURL「<https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

第20条 排出ガス対策型建設機械

1 本工事において、以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付建設省経機発第249号 最終改正平成22年3月18日付国総施第291号）、排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（国土交通省告示第348号、平成18年3月17日）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付け国総施第215号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。なお、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）」に基づき、技術基準に適合するものとして届出された特定特殊自動車を、本工事において使用する場合はこの限りではない。

排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明等により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。

ただし、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。また、請負代金額（税込み）が5千万円以下の工事については、未対策型建設機械を所有しており、新たな出費を強いられる等の理由がある場合は、施工計画打

特記仕様書

令和7年4月1日 改正

ち合わせ時に監督職員と協議し、止むを得ないと判断された場合は、未対策型建設機械を使用することができるものとする。

排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、受注者は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出するものとし、施工状況写真に格納すること。

機 種

- ・バックホウ
- ・トラクタショベル（車輪式）
- ・ブルドーザ
- ・発動発電機（可搬式）
- ・空気圧縮機（可搬式）
- ・油圧ユニット（次に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの
油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引拔機、油圧式杭圧入引拔機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）
- ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ
- ・ホイールクレーン（ラフテレーンクレーンを含む）

※対象はディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。

第21条 交通誘導警備員の配置について

- 1 交通誘導警備員を配置する場合は、原則として警備業法（昭和47年法律第117号）第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置することとし、建設作業員等の他職種の者を従事させてはならない。

ただし、一時的な作業等で、安全確保に対処できると監督職員が認めたものについては、この限りでない。

- 2 交通誘導警備員Aが必要な交通誘導警備業務については、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を交通誘導警備業務を行う場所ごとに、1人以上配置することとする。

なお、配置する警備員の検定合格証の写しを事前に監督職員に提出し、警備員に変更が生じた場合は、速やかに監督職員に同資料を提出することとする。

- 3 交通誘導警備員Aが必要でない交通誘導警備業務については、警備業者の警備員であれば、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員である必要はない。

また、警備業者の警備員の配置が困難な場合は、別に定める手続きにより、警備業者の警備員によらず建設作業員等の他職種の者を交通誘導警備員として従事させることができることとする。なおその際、受注者は、交通誘導に関する安全教育を建設作業員等に行ったうえ、交通誘導警備員として専任させること。

- 4 交通誘導警備員の人手不足により、施工箇所周辺の警備会社からの配置が困難であり、やむなく現場までの通勤が長時間となる場合は、事前に移動距離および移動時間が確認できる資料及び「交通誘導警備員の配置に関する確認書」を複数の警備業者より徴収し、監督職員に提出・協議を行うこと。

必要と認められる経費については、設計変更の対象とするものとする。

（交通誘導警備員A・Bの定義）

交通誘導警備員A：警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4項に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員

交通誘導警備員B：警備業者の警備員で、交通誘導警備員A以外の交通誘導に従事するもの

特記仕様書

令和7年4月1日 改正

第22条 安全・訓練等

1 安全・訓練等の実施

本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、本工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上（月2回に分割可）を割り当て、下記の項目から実施内容を選択し安全・訓練等を実施するものとする。

- (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- (2) 本工事内容等の周知徹底
- (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
- (4) 本工事における災害対策訓練
- (5) 本工事現場で予想される事故対策
- (6) その他、安全・訓練等として必要な事項

2 安全・訓練等に関する施工計画の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的計画を作成し、監督職員に提出するものとする。

3 安全・訓練等の実施状況報告

安全・訓練等の実施状況を写真、工事日誌等に記録し、提出するものとする。

第23条 低騒音型・低振動型建設機械

- 1 本工事の施工は「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（平成9年建設省告示第1536号、一部改正平成13年国土交通省告示第487号）」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。ただし、同規定に記載されていない機種・規格の建設機械により施工する場合はこの限りではない。なお、低騒音型建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督職員と協議し、普通型の建設機械を使用することが出来る。

第24条 交通安全管理

- 1 受注者は、供用中の道路に係る工事の施工にあたっては、「道路工事の安

全施設設置要綱（案）」（平成8年3月）等を参考に実施するものとし、より一層の安全対策を講じるものとする。

第25条 交通規制

- 1 受注者は施工上やむを得ず交通規制を実施する必要がある場合は、規制の計画を監督職員に提出するとともに、関係機関から指示された事項を行わなければならない。

第26条 制限車輛の使用許可

- 1 道路法第47条第1項および道路交通法等で制限された車輛を使用する場合は、許可証の写し（コピー）を監督職員に提出すること。

第27条 再生資材の使用

- 1 再生資材の使用にあたっては、プラント再生舗装技術指針及びコンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準（案）等を遵守のうえ、適正な品質を確保すること。

また、資材及び適正な品質を確保できない場合は、監督職員と協議すること。

第28条 アスファルト舗装（表層）における石灰石使用

- 1 車道のアスファルト舗装において、表層のアスファルト混合物に使用する骨材に石灰石を使用してはならない。ただし、以下の場合はこの限りでない。
 - (1) 車道のアスファルト舗装工（表層工）において、表層に再生アスファルト混合物を使用する場合のアスファルトコンクリート再生骨材に含まれている石灰石。ただし、補足材には石灰石を使用してはならない。
 - (2) 車道の路上再生表層工において、既設アスファルト舗装に含まれている石灰石。ただし、補足材には石灰石を使用してはならない。
- 2 特にすべり止め効果を期待する場合は、本項1のただし書きは適用しないものとする。

第29条 事業損失防止対策

- 1 工事の施工にあたっては、建設公害の発生に充分留意して施工すること。

特記仕様書

令和7年4月1日 改正

(公害の予想される工種についてはあらかじめ地元関係者との協議および家屋調査、騒音、振動等の調査を行うとともに監督職員と協議して工事の円滑な施工に基づき実施しなければならない。)

2 地盤変動を原因とする事業損失

(1) 施工に伴う被害が予想され、発注者が家屋等の事前調査を実施している工事については、工事契約締結時『工事の施工に伴い第三者に及ぼした損害の補償に関する覚書』を締結すること。(覚書締結指定工事 表紙に記載)

(2) 工事中に被害が発生する恐れが生じた場合もしくは工事完了後被害が生じた場合は、その時点で『工事の施工に伴い第三者に及ぼした損害の補償に関する覚書』を締結すること。

第30条 地盤改良工事(六価クロム溶出試験)

- 1 地盤改良を行う場合は、土質試験を行い改良材及び配合量の確認を行うものとする。なお、試験結果によるものについては設計変更の対象とする。
- 2 上記により改良材がセメント系固化材に確定した場合、六価クロム溶出試験を行い、試験結果を提出するものとする。なお、試験方法は、セメント及びセメント固化材を使用した改良土等の六価クロム溶出試験要領によるものとする。

第31条 生コンクリートの使用

- 1 生コンクリートを使用する場合は、高知県土木部制定「高知県建設工事共通仕様書」によるものとする。
- 2 コンクリートの材令28日強度試験については、「高知県生コンクリート工業組合技術センター」において行うものとする。

第32条 工事施工区間の既存表示鈎(基準点、境界鈎、水道、ガス等)の保護および復旧

- 1 受注者は、着工前に工事予定区間における既存表示鈎(以下「表示鈎」という)の調査を行い、すみやかに監督職員に報告を行うこと。

2 受注者は、工事に際しやむを得ず表示鈎を除去しなければならない時は、関係機関と協議を行い、その対策を講ずること。

3 受注者は、施工時において表示鈎に損傷または破損を生じた場合は、すみやかに当該表示鈎の管理者と協議し、復旧しなければならない。

4 受注者は、工事に際し一般の通行に供する部分に設置した測点、仮BM等の鈎及び杭について工事完了後、必要なものを除き、すみやかに撤去すること。

第33条 宅地内からの排水口について

- 1 使用されているか否か十分に確認(記録に残す)を行い対応すること。
- 2 排水口については逆流防止対策等、監督職員と協議を行い実施しなければならない。

第34条 道路区域内の工事における標示施設の設置について

- 1 供用中の公共道路に係る工事を行う場合は、「道路工事における標示施設等の設置基準の一部改定について(国土交通省道路局長通知、平成18年3月31日 国道路第37号・国道国防第205号)」に基づき、安全対策を講じなければならない。

参考)道路工事現場における標示施設等の設置基準における道路工事の標示について(運用)

道路課ホームページ<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170701/>

第35条 法定外の労災保険の付保

- 1 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

第36条 設計変更等について

設計変更等については、工事請負契約書第18条から第20条及び第22条から第25条並びに高知市建設工事共通仕様書共通編1-1-1-13から1-1-1-15に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては「工事請負契約における設計変更ガイドライン(令和3年4月(高知市))」によることとする。

特 記 仕 様 書

令和 7 年 4 月 1 日 改正

第 37 条 舗装版の切断作業時に発生する排水の処理

舗装版切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、適正に処理するものとする。

また、処理数量については、処理実績により変更契約するものとする。

なお、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）を監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。

第 38 条 舗装打換え工について

- 1 事前に現地において既設の舗装構成を確認すること。調査の結果、設計書に示す舗装構成と異なる場合は速やかに監督職員と協議を行う。

第39条 標示板の設置

高知市建設工事共通仕様書第 1 編 1－1－1－23 施工管理に規定する標示版の設置にあたっては本工事が「国土強靱化対策工事」であることを明示するものとする。掲示方法の詳細については「防災・減災 国土強靱化のための加速化対策に係る標示施設の設置について」（令和 3 年 6 月 29 日付け 3 技監第 71 号通知）等を参考とすること。

第 40 条 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について

本工事は熱中症対策に資する現場管理費補正の試行の対象工事である。

実施にあたっては下記のホームページを参照すること。

高知市技術監理課ホームページ

(<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/>)

第 41 条 「週休 2 日制工事」の実施について

本工事は、高知市「週休 2 日制工事」実施要領における週休 2 日制工事である。

詳細については、下記に掲載する同要領を参照とすること。

高知市技術監理課ホームページ内

(<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/syukyuhutsuka.html>)

なお、発注時において労務費等を補正済みであり、月単位若しくは通期の現場閉所率（週休 2 日交替制工事の場合は、休日率）が 28.5%に満たない場合又は週休 2 日制工事が週休 2 日交替制工事に変更となった場合は、該当補正分を減額して契約変更を行うものとする。

第 42 条 快適トイレの実施

1 内容

受注者は、現場に以下の（１）～（１１）の使用を満たす快適トイレを設置することを原則とする。（１２）～（１７）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- （１）洋式便器
- （２）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- （３）臭い逆流防止機能
- （４）容易に開かない施錠機能
- （５）照明設備
- （６）衣類掛け等のフック、又は、荷物のおける棚等（耐荷重を 5kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

- （７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （８）入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- （９）サンタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- （１０）鏡と手洗器
- （１１）便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- （１２）室内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- （１３）擬音装置（機能を含む）

特 記 仕 様 書

令和 7 年 4 月 1 日 改正

- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多重化
- (16) 室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）

2 確認方法

受注者は、快適トイレ設置にあたり、上記 1 の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を工事に関する確認票に添付し、規格・基数等の詳細を監督職員へ提出することとする。

3 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用は、対象工事については当初から計上しており、基数・設置期間は設計図書に記載のとおり予定しているが、実際に現場に快適トイレを設置した基数・期間として設計変更の対象とする。

なお、計上数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／工事（施工箇所）までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基／工事（施工箇所）※ より多く設置する場合については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

※「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所ですべて計上できるものとする。

第 43 条 仮設備（足場等）について

- 1 本工事の施工に当たり、関係機関等から制約条件を付された場合は、監督職員と協議を行って実施するものとする。

なお、足場等の仮設については現地の状況を把握し、安全性、経済性、細部構造等について十分な検討を行い施工するものとするが、現場条件等により施工が著しく困難になった場合には代替工法に関する検討資料を添えて監督職員と協議するものとし、必要と認められる経費については契約変更できるものとする。

第 44 条 中間検査について

- 1 本工事は、中間検査対象工事であり、実施時期は仮設備撤去前までに実施するものとする。

第 45 条 溶接種別の確認等

- 1 受注者は、落橋防止装置、変位制限装置（以下、「落橋防止装置等」という）の設計図書における溶接記号に疑義が生じた場合には、高知県建設工事共通仕様書「第 1 編 共通編 設計図書の照査等」に準ずるものとする。

なお、受注者は設計図書の照査にあたっては、国土交通省から（一社）建設コンサルタント協会あて文書「落橋防止装置等の溶接不良の再発防止に関して（要請書）」（国官技第 267 号 平成 27 年 12 月 25 日付）を踏まえて実施するものとする。また、受注者は外部の製作会社に製作を外注する場合には、製作会社が作成する製作要領書等により、製作会社が契約図書の内容を正確に認識していることを確認するものとする。

第 46 条 落橋防止装置等製作工

- 1 工場で行う落橋防止装置等の製作については、以下によるものとする。

- (1) 高知県建設工事共通仕様書「第 10 編 道路編 桁製作工」に準じて行うものとする。

- (2) 溶接検査について

ア 受注者は、外部の製作会社に製作を外注する場合には、内部きずの非破壊試験検査を受注者自身或いは第三者の検査会社で行うことを施工計画書に明記するものとする。

イ 受注者は、検査を外注する場合には、当該工事の製作会社に所属せず、かつ、当該工事の品質管理の試験（社内検査）を行っていない第三者の検査会社と直接契約を行うものとする。

ウ 内部きずの検査について、非破壊検査を行う者は、試験の種類に応じた JIS Z2305（非破壊試験—技術者の資格及び認証）の資格を有した者であること。

特 記 仕 様 書

令和 7 年 4 月 1 日 改正

なお、資格証明書（写）を施工計画書に添付するものとする。

エ 落橋防止装置等における完全溶込み溶接継手における超音波探傷試験の非破壊試験検査は全数を対象に溶接継手全長の検査を行うものとする。

オ 受注者は、不正行為を働いた会社を落橋防止装置等の検査会社として使用する場合、超音波探傷試験及び探傷感度の設定の際に立会確認を行い、検査会社から検査要領書を提出させるとともに、当該要領書に記載された全ての検査状況を自ら記録し、記録書の写しを監督職員に提出することを求めるものとする。ISO9001 を取得している検査会社を使用する場合においても同様とする。

なお、不正行為を働いた会社とは、「落橋防止装置等の溶接不良に関する有識者委員会中間報告書(平成27年12月22日)」及び「落橋防止装置等の溶接不良に関する有識者委員会中間報告書別冊(平成27年12月22日)」に不正行為を働いた会社として記載のある者である。今後、新たに同様の不正行為を働いた会社が判明した場合は、適時対象とするものとする。

(3) 溶接施工について

ア 受注者は、溶接工程において、開先加工、裏はつりの作業状況を自ら記録し、記録書の写しを監督職員に提出するものとする。なお、当該分野について ISO9001 を取得している製作会社（登録範囲に鋼構造物の製作や製造等を含むもの）及び検査会社（登録範囲に超音波探傷試験検査を含むもの）を利用する場合は当該記録を同製作会社に行わせることができる。

イ 受注者は、不正行為を働いた会社を落橋防止装置等の製作会社として使用する場合、完全溶込み溶接工程における開先加工、裏はつりへの立会確認に加え、製作会社から溶接施工要領書を

提出させるとともに、当該要領書に記載された全ての溶接作業状況を自ら記録し、記録書の写しを監督職員に提出することを求めるものとする。ISO9001 を取得している製作会社を使用する場合においても同様とする。

なお、不正行為を働いた会社とは、「落橋防止装置等の溶接不良に関する有識者委員会中間報告書(平成27年12月22日)」及び「落橋防止装置等の溶接不良に関する有識者委員会中間報告書別冊(平成27年12月22日)」に不正行為を働いた会社として記載のある者である。今後、新たに同様の不正行為を働いた会社が判明した場合は、適時対象とするものとする。

ウ 受注者は、溶接管理技術者及び溶接技能者の資格証明書（写）を施工計画書に添付するものとする。

(4) 抜き打ち非破壊試験検査について

ア 本工事は発注者による抜き打ち非破壊試験検査を実施することがある。よって、受注者は、受注者自身或いは第三者の検査会社による非破壊試験検査実施後、結果について速やかに監督職員に報告するものとし、塗装等の実施については監督職員の承諾を得るものとする。また、上記の抜き打ち非破壊試験検査で不合格となった場合、受注者は落橋防止装置等の完全溶込み溶接継手全てにおいて、改めて、受注者自身或いは第三者の検査会社による非破壊試験検査を実施し、その結果を監督職員に報告するものとする。

(5) 溶接施工、非破壊試験検査を外注する場合は、施工体制台帳に溶接施工者、非破壊試験検査者を記載するものとする。

第 47 条 検査等に合格した場合における瑕疵担保の取扱い

1 検査（完成検査、中間検査、出来高検査、材料検査）、段階確認、落橋防止装置等を対象とした抜き打ち非破壊試験検査に合格しても、後に施工不良等

特 記 仕 様 書

令和 7 年 4 月 1 日 改正

が判明した場合に受注者の瑕疵担保責任が免責されるものではない。

数量総括表(橋梁耐震補強工)

[illegible]

数量総括表(塗装工)

[illegible]

数量総括表(塗装工)

[illegible]

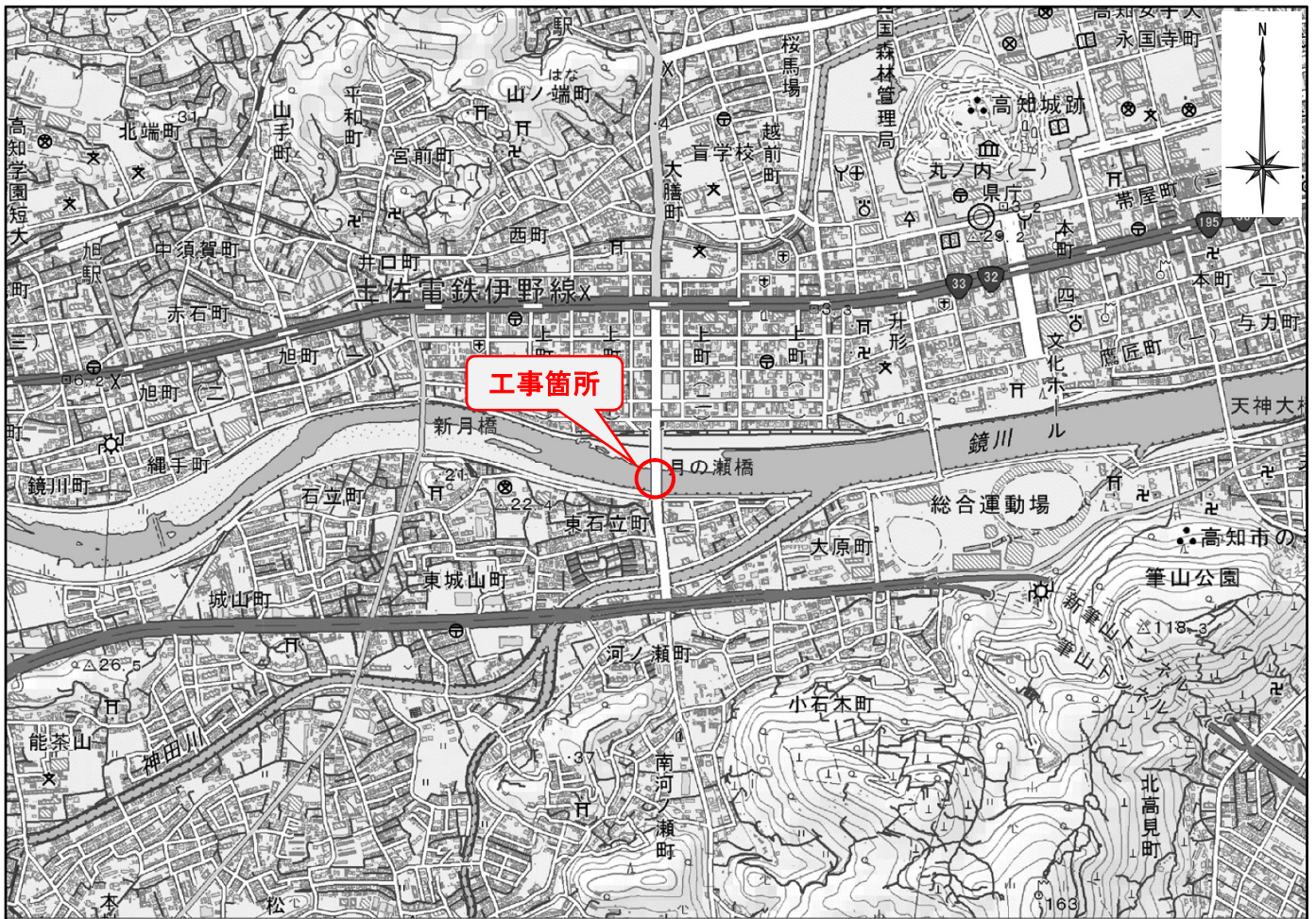
数量総括表(仮設工)

[illegible]

数量総括表(共通仮設費)

[illegible]

【位置図】



【拡大位置図】

